

部長及び参事官
殿
所 属 長

交 企 発 第 2 1 号
(警務、交指、交規、免許、交機、
高速)
平成28年 1 月 5 日
30年保存 (口訓)
本 部 長

(沿革：平成31年 3 月26日交企発第94号改正)

(沿革：令和 2 年 3 月13日交企発第85号改正)

交通専務員適任者選考要綱の制定について (通達甲)

交通専務員の選考等に関し「交通専務員適任者選考要綱の制定について (例規)」(平成21年 7 月13日交企発第144号。以下「旧例規」という。)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年 6 月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該選考等に関し別添のとおり「交通専務員適任者選考要綱」を定め、平成28年 1 月15日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規に基づき交通専務員任用候補者名簿に登載された者は、前記通達甲に基づく交通専務員任用候補者名簿に登載された者とみなす。

別添

交通専務員適任者選考要綱

第1 趣旨

この要綱は、交通警察に専従する警察官（以下「交通専務員」という。）に必要な基本的知識、技能等を有している者（以下「交通専務員適任者」という。）の選考及び交通専務員任用候補者の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 交通専務員適任者選考委員会の設置等

1 交通専務員適任者選考委員会の設置

交通専務員適任者の選考を公正かつ円滑に行うため、県本部に交通専務員適任者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の任務

委員会は、交通専務員適任者の選考を行う。

3 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 交通部長

副委員長 交通部参事官兼交通企画課長
交通部参事官兼免許センター長

委員 人材育成課長
交通指導課長
交通規制課長
交機隊長
高速隊長
警務管理官

4 委員会の運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その事務を代行する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、副委員長及び委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

5 交通専務員適任者の選考方法

(1) 交通専務員適任者基準

委員会は、交通専務員適任者の選考を行おうとするときは、あらかじめ交通専務員適任者基準を策定し、所属長に通知するものとする。

(2) 交通専務員適任者の推薦

所属長は、委員会から通知のあった交通専務員適任者基準を満たす警察官を委員会が指定する日までに、別記第1号様式の交通専務員適任者に係る意見書により委員長に推薦するものとする。

(3) 交通専務員適任者の選考

委員会は、所属長から推薦された者について、次に掲げる事項を総合的に審査し、交通専務員適任者を選考するものとする。

ア 交通専務員に必要な基本的知識、技能等の保有状況

イ 健康状態

ウ 勤務意欲、適性等

(4) 選考結果の報告及び通知

委員長は、委員会における選考結果を本部長に報告するとともに、所属長に通知しなければならない。

第3 交通任用時教養

本部長は、交通専務員適任者として選考された者に対し別に定める交通警察に関する基礎的知識及び技能を修得させるための交通任用時教養(以下「任用時教養」という。)を行うものとする。

第4 交通専務員任用候補者名簿への登載等

1 交通専務員任用候補者名簿への登載

本部長は、任用時教養の課程を修了した者の中から、任用時教養の期間中における成績、素行等を勘案して交通専務員任用候補者を決定し、別記第2号様式の交通専務員任用候補者名簿(以下「交通専務員任用候補者名簿」という。)に登載するとともに、所属長に交通専務員任用候補者名簿を送付するものとする。

2 交通専務員任用候補者名簿からの削除

(1) 本部長は、交通専務員任用候補者名簿に登載されている者が交通専務員としての適格性に欠けていると認めるときは、当該者を交通専務員任用候補者名簿から削除するとともに、所属長に削除後の交通専務員任用候補者名簿を送付するものとする。

(2) 交通専務員任用候補者名簿に登載されている者が、登載の日から起算して3年を経過するまでの間に交通専務員に任用されなかったときは、交通専務員任用候補者名簿から削除したものとみなす。

第5 庶務

この要綱に関する事務は、交通企画課において処理する。

(別記様式省略)